

# 下関市情報共有システム運用ガイドライン

当ガイドラインは、下関市が所管する工事・業務におけるASP方式の情報共有システム（以下、「システム」という。）の運用事項を定めたものである。

## （目的）

システムの活用による受発注者または発注機関組織内のコミュニケーションの円滑化や、公共事業における生産性向上を目的とする。

## （対象）

下関市（上下水道局を除く）が発注する全ての工事・業務を対象とし、受注者からの申し出があった工事・業務とする。

## （運用基準等）

本ガイドラインは、山口県の情報共有システム運用ガイドラインの最新版に準じ、運用するものとする。

## （使用システム）

使用するシステムは受注者が選定し、受発注者で合意の上、決定する。なお、下関市のインターネット作業環境においても動作が保障されることを原則とする。

## （帳票の様式）

システムで使用する帳票の様式は、下関市が定める様式であることを原則とし、定めのないものは、山口県の様式等を準用するものとする。

## （システム利用料）

システム利用に係る費用（登録料および利用料）については、別途計上しないものとする。

工事については、共通仮設費率分に含まれる。

業務については、間接原価等に含まれる。

## （成果品）

受注者は、システムで收受された帳票（添付資料を含む）については、「下関市電子納品ガイドライン」に基づき電子納品することを原則とする。

受発注者間の合意により、紙で收受された帳票がある場合は、紙での納品を可能とする。なお、電子と紙での二重納品は原則行わないこととする。

## （適用日）

令和6年6月1日から適用する

なお、入札手続中や契約中の工事・業務についても、受発注者協議の上、適用することができるものとする。